

令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算審査意見書

1 審査の対象

令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算書及び決算審査資料
上記決算に関する証憑類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明
細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書

2 審査日

令和7年7月1日

3 審査の方法

管理者から審査に付された決算書及び関係書類について、次のとおり審査を行った。

- (1) 法令に定められたすべての決算書及び関係書類が具備され、法令に定められた様式に準じて作成されているか、また、それらの計数は、正確であるか確認した。
- (2) 会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続により処理されているか、また、予算の執行は適正に行われているか検証した。
- (3) 経営は、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されているか分析、検討した。

審査に当っては、関係職員に対し資料の提出や説明を求めるとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を参考にした。

4 審査の結果

令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算書及び関係書類は、法令に従い作成されており、その計数は、正確であると認められた。また、当年度の経営成績及び財政状態は、適正に表示されていると認められた。

会計事務は、法令及び会計規程を遵守し、適正な手続により処理されており、また、予算の執行も、適正に行われていると認められた。

経営は、地方公営企業法に定める経営の基本原則（企業の経済性の発揮・公共の福祉の増進）に従って運営されていると認められた。

5 審査意見

例年、経費回収率については、85%前後で推移していたが、令和6年度からの下水道使用料の改定によりその指標が95.8%に改善された。引き続き経営戦略において目標とされる100%へ向け、水洗化率の向上、又効果的な事業運営に取り組まれることを望むとともに、中長期的な視点による事業経営に期待する。

次に、今年1月に発生した埼玉県内での道路陥没事故により下水道事業に対する注目度が高まる中、当組合では前年度同様、事業に要する国庫補助金が要望額に対して満額交付されない状況が続き、事業執行への影響が確認された。施設改築の事業遅延は、重大な事故を引き起こす要因にも繋がるため、その確保に向けた努力を継続するとともに、今後見込まれる収支予測を見据えた計画的な事業執行を検討されたい。

最後に、下水道事業を取り巻く経営環境は、物価が高騰していく中、施設の老朽化による更新需要の増大や頻発する自然災害への対応、節水型社会への移行による水需要の減少など、今後も厳しいものになることが予想される。このような状況のなか、市民の安全を第一としたうえで、持続可能な下水道事業運営を期待する。